

瀬戸市告示第71号

令和6年瀬戸市告示第115号（地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者に委託した件）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和8年5月7日

瀬戸市長 川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
委託した公金事務	指定公金事務取扱者の名称	住所又は事務所所在地	指定をした日	委託をした日	委託した公金事務	指定公金事務取扱者の名称	住所又は事務所所在地	指定をした日	委託をした日
<省略>					<省略>				
犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務	公益社団法人愛知県獣医師会	<省略>	<省略>	<省略>	犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務	瀬戸尾張旭長久手獣医師会	瀬戸市共栄通3丁目33番地	令和6年7月22日	令和6年7月22日
	株式会社テリア動物医療センターもりやま	<省略>	<省略>	<省略>	株式会社テリア動物医療センターもりやま	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>

犬と猫 の病院				犬と猫 の病院			
瀬戸健 滉動物 病院	瀬戸市 小田妻 町1丁 目14 1番地 の3	令和8 年2月 13日	令和8 年4月 1日				
<省略>				<省略>			